

健保ニュース

イマジカ健康保険組合

平成27年度決算が承認されました

7月21日に開催された第97回組合会で、当健康保険組合の平成27年度決算が承認されましたので、概要をお知らせします。

健康保険

◆ 決算基礎数値

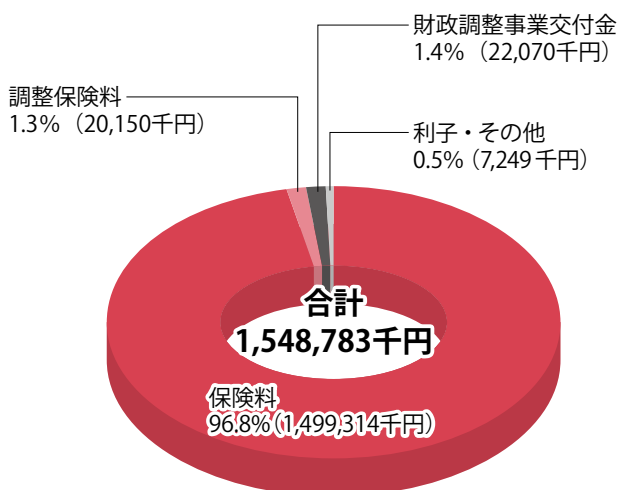
被保険者数	3,145人
平均標準報酬月額	363,105円
扶養率	0.46
保険料率	98/1000
(被保険者49.0/1000・事業主49.0/1000)	

決 算 額

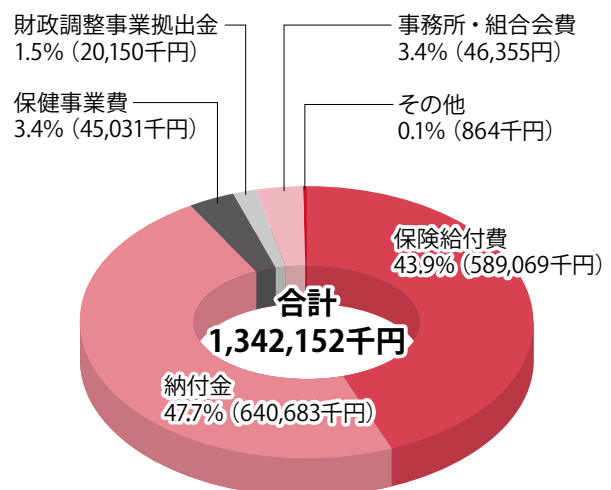
収入総額	1,548,783千円	支出総額	1,342,152千円
経常収入総額	1,506,563千円	経常支出総額	1,322,002千円
収入支出差引額	206,631千円 (前年度比 +31,507千円)		
経常収支差引額	184,561千円 (前年度比 +40,609千円)		

◆ 収支の概要 (一般勘定)

収 入



支 出



介護保険

◆ 決算基礎数値

介護保険第2号被保険者数	1,366人
(本人1,046人・家族320人)	
保険料率	12/1000
(被保険者6.0/1000・事業主6.0/1000)	

決 算 額

収入総額	86,709千円	支出総額	84,488千円
収入支出差引額	2,221千円		

いよいよ
来年から

健康保険で



マイナンバーの使用が始まります

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成29年1月から、健康保険でもマイナンバーを使用して情報の照会・管理などを行います。使用開始にあたり、皆さんにはマイナンバーをご提供いただきますので、ご協力よろしくお願いします。

会社に勤務している本人とその家族は…

会社を通じてご提供いただきます。当健康保険組合に直接マイナンバーをご提供いただくことはございません。

任意継続被保険者とその家族は…

当健康保険組合に直接マイナンバーをご提供いただきます。提供方法等につきましては、後日改めてお知らせします。

マイナンバー Q & A 健康保険 編

Q 健康保険で何に使うの？

A 保険料の徴収や被扶養者の資格確認の事務に使います

健康保険で保険料の徴収、被扶養者の資格確認、給付や手当金の手続きなどの際に個人を特定し、適切に事務を行うために使います。平成29年1月からの使用開始にあたり、個人番号の登録を平成28年中に行っていました。

Q なぜ必要なの？

A より正確な事務、公平な給付を行うためです

健康保険の給付や被扶養者の認定には、収入などの条件が定められているものがあります。マイナンバーで個人を特定することで正確に事務を行い、公平な給付ができるようになります。所得証明の書類添付を省略できるなど、皆さんのメリットにもなります。

Q 私たちは何をすればいいの？

A 会社を通じてマイナンバーの提供をお願いします

被保険者（本人）と被扶養者（家族、学生や別居している人を含む）のマイナンバーを、会社を通じて提供していただきます。平成29年1月以降は、各種申請書や被扶養者資格の確認などの様式が変更され、マイナンバーの記載が必要になる予定です。

制度の詳細については内閣官房のWEBサイトをご覧ください。

個人情報の保護について

マイナンバーの個人番号は、本人の同意があっても法律で定められた場合以外での使用・提供することが禁止されている情報に当たります。健康保険組合では法律やプライバシーポリシーなどを順守し、適切にマイナンバーの情報を取り扱います。

マイナンバー 社会保障・税番号制度

検索

被保険者の皆様へ

被扶養者資格の再確認にご協力ください

被扶養者の資格認定は、国からの指導に基づき、1年に1度行っています。

当健康保険組合では、その年の3月31日現在認定されている18歳以上の被扶養者の方（ただし高校生を除く）全員を対象に検認を実施します。つきましては、「健康保険被扶養者調査書」（以下、調書）がお手元に届きましたら、調書の内容を確認いただくとともに、当該調書に収入の証明書等必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

健康保険組合の財政の健全化のために、ご協力をお願いします。



プラス10分 体を動かそう!

健康のために必要とわかっていても、運動習慣のない人が運動を始めるのはなかなか荷が重いもの。そんなときは普段の生活の中で、今より10分多く体を動かすことから始めてみましょう。

座ったままで



職場や家では、いすに座ったまま体を動かすだけでもOKです。例えば、いすに深く腰掛け、膝をそろえて足を上下にゆっくり動かせば、腹筋を鍛えることができます。また、いすから立ち上がる時や座るとき、腰を浮かして前屈みの状態を2秒間ほど保ってからゆっくりと次の動作を行うと、足腰を鍛えることができます。



何かしながら



電車やバスでは座らずに立つ、「ドローイン*」を実践する、2フロア以内の移動は、エレベーターに乗らず階段を使うといったマイルールを決めるのもおすすめです。さらに、テレビを見るときはストレッチをする、スクワットをするなども効果あり。毎日の生活の中に、体を動かす習慣を取り入れていきましょう。

*腹をへこませながら呼吸する運動のこと



軽く体を動かし



バランスのよい食事や十分な睡眠に加え、習慣的な運動による肥満やストレスの解消は、生活習慣病の予防につながります。無理せず、継続的に体を動かすことが大切。掃除や洗車、自転車で買い物に行くなど、ふだんの生活でも体を動かすようにしましょう。家事もキビキビとした動作で行えば立派なエクササイズです。



休日にまとめて



週末はリフレッシュを兼ねて屋外で子どもと遊んだり、軽めのスポーツを楽しんだりしてはいかがでしょうか。休日に体を動かせるように、環境から整えることも大切。思い切って、スポーツジムなどに入会するのも一つの方法です。元をとろうとする意識が働き、運動をするきっかけになります。



まずは、今より少しでも体を動かそうと意識することが重要。無理のない範囲でできることから始め、慣れてきたら本格的な運動にチャレンジしてみませんか。



コナミスポーツクラブで効果的な運動を始めよう！

都内53施設でご利用可能 ムリなく通えます！

都度利用プラン
(コナミスポーツクラブ)

1回 1,336円～

都度利用プラン
(提携施設)

1回 1,228円～

全国521施設でご利用可能

会員証発行手数料に補助導入
会員証発行手数料無料！

ご利用料金に補助導入※
500円お得に！

期間限定スペシャル特典！

【実施期間】10月最終営業日まで

4回分の料金の5回使える、とってもお得な
「法人都度利用回数券」

ご入会
当日に
限り

3回分の料金で購入できます！

【ご利用対象者】被保険者、被扶養者※施設のご利用は16歳以上が対象です。(一部例外の施設がございます)
利用するためには、身分証明書として「健康保険証」、また本人確認証明書として「運転免許証」「パスポート」等を持参のうえ、利用したい施設にてお手続きください。
※表示価格は消費税8%の税込表記です。※補助回数は1名様につき、月4回までとなります。

ご不明な点はお電話、またはホームページからお問い合わせください。

◎コナミスポーツクラブ情報ダイヤル

0120-919-573

クイックコナミ

受付時間

平日 9:00～19:00
土・日・祝休日 10:00～18:00

◎ホームページ

www.konamisportsclub.jp/corp/

大腸がん検診のご案内

今年度も「大腸がん検診」を実施いたします。ご自宅で採便し、検体を郵送するだけの簡単な検査です。費用全額を健康保険組合が負担するため、自己負担はございません。

大腸がんは食生活の変化などにより年々増え続けています。ご自身の健康を守るためにも、この機会にぜひご受診ください。

●申込期間：平成28年10月1日(土)～11月30日(水)

●申込方法：折り込まれている申込用紙か、健康保険組合ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

今年度より対象者として、被保険者・配偶者に加え「40歳以上の被扶養者」も対象としております。

詳しくは、健康保険組合ホームページをご参照ください。

インフルエンザ予防接種補助金の支給について

健康保険組合では、医療機関等で接種したインフルエンザ予防接種について、1,500円を上限に補助金を支給いたします。これを機会にご家族でインフルエンザ予防接種を受けましょう(予算の都合上、先着1,000名までとなります)。

- 予防接種時に当健康保険組合の被保険者・被扶養者資格のある方が対象です。
- 平成28年10月1日(土)から平成29年2月28日(火)までに接種したもののについて支給します。
- 補助金申請書提出の締切は平成29年3月31日(金)必着とします。
- 一年度について一人1回のみ1,500円を上限とします(2回接種が必要なお子様も1回のみです)。

※請求方法等詳細は健康保険組合ホームページまたは健康保険組合までお問い合わせください。

<http://www.imagica-kenpo.or.jp/>

イマジカ健康保険組合

検索